

平成 27 年 6 月 11 日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された議案 2 件を審査しました。

議案第 52 号 総社市営住宅管理条例の一部改正について

～内容～

平成 27 年 1 月に市営真壁住宅において火災が発生し、住宅 1 戸が滅失したことから、市営住宅の管理戸数を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：滅失した住宅の跡地の現況はどうなっているか。

答：火災による消失直後は、柱や梁が残っていたため、それらを解体撤去し現在は更地になっている。

問：市営真壁住宅は、老朽化が著しく入居募集を停止しているが、今後の見通しはどうか。

答：本住宅の建設年度は、昭和 31 年度、38 年度、40 年度とかなり老朽化が進んでおり、耐用年数を超えている状況にある。昨年度に策定した総社市公営住宅等長寿命化計画では、本住宅は、用途廃止または、現在の場所以外に建て替える計画としている。

議案第 53 号 平成 27 年度総社市一般会計補正予算（第 2 号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

民間事業者のアスベスト改修事業に対する補助金の増額とそれに伴う国庫補助金を増額しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：公共施設のうち、アスベスト対策が未了の施設はあるか。

答：アスベストを撤去、または飛散を防止するための封じ込め工事を実施しており対応済みである。

問：本事業の補助対象要件は何か。
答：飛散性のあるアスベストがある建物の改修工事が対象となる。
問：補助限度額と補助金の負担内訳はどうなるか。
答：アスベスト改修にかかる総工費のうち、3分の2を補助し、補助額は四百万円を限度とする。補助金は市と国が半分ずつ負担する。
問：民間事業者のほか、個人住宅は補助対象となるか。
答：個人住宅も補助対象となる。